

定期報告を要する昇降機及び遊戯施設

昇降機及び遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	建築物に設けるエレベーター (労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないものを除く。)	毎年1回
	建築物以外に設ける観光のためのエレベーター	
エスカレーター	建築物に設けるエスカレーター	
	建築物以外に設ける観光のためのエスカレーター	
小荷物専用昇降機	建築物に設ける小荷物専用昇降機 (昇降路のすべての出し入れ口の下端が床面より50cm以上上がった位置にあるものを除く。)	
遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設	

◎かごが住戸内のみを昇降する昇降機(ホームエレベーター)の定期検査報告について

これまで建築基準法第12条第3項に基づきホームエレベーターの定期点検報告を求めていたが、平成28年1月21日付け国土交通省告示第240号で、エレベーターのかごが住戸内のみを昇降するものは事故の発生する恐れが少ない昇降機として規定されたことを踏まえ、平成28年6月1日施行の定期報告制度の改正により、特定行政庁への報告対象としないこととなった。

なお、昇降機を使用し続けることにより、摩耗や損傷等が発生するので、所有者及び管理者において定期的な点検をし、法第8条第1項に規定する常時適法な状態を維持することが必要です。